## 土木建築部における随意契約の実績【流域下水道事業特別会計】

## (令和2年度3/四半期分)

単位:円

									単位:円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方公営企業 法施行令	契約の相手方の選定理由	その他
1	下水道事務所	2系ポンプ棟 No.3自動除塵機 修繕(那覇)	令和2年 10月7日	10,340,000	(株)西原環境おきなわ	沖縄県那覇市銘苅二丁目 5番28号	第21条の14 第1項第2号	当該自動除塵機は特注品であり、精密の整備が要求される回転機械である。特殊な構造の当該機器の分解・組立・取付及び各部品の交換・隙間調整等は高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカーの技術員以外に、こうした知識・技術を有するものがいない。 分解・修理後、試運転・調整を行い、除塵機全体の保証を行うことについては製造メーカー以外困難である。以上のことから、製造メーカーである(株)西原環境の沖縄地区担当である当該業者と、特命随意契約を締結した。	特命随意契約
2	下水道事務所	沖縄県流域下水 道に係る技術的 援助(データ ベーステンス を活用した 情報の管理)に 関する協定	令和2年 11月11日	7,390,000	地方共同法人 日本下 水道事業団	東京都文京区湯島二丁目31番27号	第21条の14 第1項第2号	本業務は、沖縄県流域下水道ストックマネジメント計画に基づき収集する流域下水道事業の維持管理データを、継続的に電子データとして蓄積するため、アセットマネジメントデータベースシステムを導入し、同システムを利用した流域下水道資産の健全度算定について日本下水道事業団から技術支援を受けるものであり、そのための協定を締結をするものである。日本下水道事業団は、下水道の建設工事・設計・維持管理・各種計画策定等の業務を支援可能な唯一の団体である。よって、導入予定のシステムの開発者であり、かつ蓄積した技術・知識・経験などの活用が可能となることから、当該団体と協定を締結した。	特命随意契約
3	下水道事務所	遠方監視制御設 備点検業務委託 (那覇)(R 2)	令和2年 11月26日	3,047,000	(有)沖縄小堀電機	沖縄県浦添市伊祖3-1-7	第21条の14 第1項第2号	当該遠方監視制御設備を点検するに当たっては、メーカー独 自の機器構造や性能並びに点検調整方法等を熟知している必要 がある。また、メーカーとの協力体制、適正な部品の供給及び 緊急時の迅速な対応も必要となる。よって、これらの条件を満 たす当該業者と特命随意契約した。	特命随意契約